

一部改正

委員会設置規約新旧対照表

旧 規 約	新 規 約
(目的) 第1条 この規約は、定款第51条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって委員会事業の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規約は、定款第51条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって委員会事業の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的とする。
(委員会) 第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 機械流通委員会 (3) 社会貢献委員会	(委員会) 第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 (2) 機械流通委員会 (3) 社会貢献委員会 (4) 選挙管理委員会
2 前項以外に必要な委員会については、審議事項及び期間を定め、理事会の承認を得て設置することができる。	2 前項以外に必要な委員会については、審議事項及び期間を定め、理事会の承認を得て設置することができる。 3 第1項第4号の選挙管理委員会は、総会において選挙を行う場合に、総会会日の30日前までにその都度設置するものとする。
(組織) 第3条 委員会は、委員をもって組織する。 2 前条第1項第1号の総務委員会は、役員(理事)の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。 3 前条第1項第2号の機械流通委員会は、組合員の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。	(組織) 第3条 委員会は、委員をもって組織する。 2 前条第1項第1号の総務委員会は、役員(理事)の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。 3 前条第1項第2号の機械流通委員会は、組合員の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。

<p>4 前条第1項第3号の社会貢献委員会は、組合員の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。</p> <p>5 委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。</p>	<p>4 前条第1項第3号の社会貢献委員会は、組合員の中から選出した8名以内の委員をもって組織する。</p> <p>5 前条第1項第4号の選挙管理委員会は、組合員の中から選出した8人以上12人以内の委員をもって組織する。 ただし、役員選挙の候補者は、委員にはなれない。</p>
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p>	<p>6 委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p>
<p>2 委員は、重任を妨げない。</p> <p>3 委員は、任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまで従前の職務を行う。</p>	<p>2 委員は、重任を妨げない。</p> <p>3 委員は、任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまで従前の職務を行う。</p>
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。</p>
<p>2 委員長は、理事会の承認を得て理事の中から理事長が指名する。</p> <p>3 副委員長は、委員の中から互選とする。</p> <p>4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理し又は代行する。</p>	<p>2 委員長は、理事会の承認を得て理事の中から理事長が指名する。</p> <p>3 副委員長は、委員の中から互選とする。</p> <p>4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理し又は代行する。</p>
<p>(委員会の招集等)</p> <p>第6条 委員会は、理事会の要請その他必要に応じ委員長が招集する。</p>	<p>(委員会の招集等)</p> <p>第6条 委員会は、理事会の要請その他必要に応じ委員長が招集する。</p>
<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の組合員、関連団体又は会社の役職員、学識経験者等の出席を依</p>	<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の組合員、関連団体又は会社の役職員、学識経験者等の出席を依</p>

<p>頼することができる。 (委員会の審議)</p>	<p>頼することができる。 (委員会の審議)</p>
<p>第7条 委員会は、理事会の諮問又は委員会担当部門に属する事項に関し、調査・審議する。</p>	<p>第7条 委員会は、理事会の諮問又は委員会担当部門に属する事項に関し、調査・審議する。</p>
<p>2 委員会担当部門に属する事項については、別表「委員会担当部門」のとおりとする。</p> <p>3 委員会は、必要に応じ、前項の調査・審議結果を当該員会の意見として、理事長又は理事会に書面により意見具申をする。</p>	<p>2 委員会担当部門に属する事項については、別表「委員会担当部門」のとおりとする。</p> <p>3 委員会は、必要に応じ、前項の調査・審議結果を当該員会の意見として、理事長又は理事会に書面により意見具申をする。</p>
<p>(総務委員会の審議)</p>	<p>(総務委員会の審議)</p>
<p>第8条 総務委員会で審議すべき事項が発生した場合は、同委員会に関係組合員の出席を求め、聴聞を行うことができる。</p>	<p>第8条 総務委員会で審議すべき事項が発生した場合は、同委員会に関係組合員の出席を求め、聴聞を行うことができる。</p>
<p>2 関係組合員は、委員会への出席に代えて書面を提出することができる。</p>	<p>2 関係組合員は、委員会への出席に代えて書面を提出することができる。</p>
<p>(委員会の議決)</p>	<p>(委員会の議決)</p>
<p>第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>	<p>第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>
<p>(特別利害関係人の議決参加)</p>	<p>(特別利害関係人の議決参加)</p>
<p>第10条 委員会の議事について、特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることのできない。</p>	<p>第10条 委員会の議事について、特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることのできない。</p>
<p>(委員の秘密保持義務)</p>	<p>(委員の秘密保持義務)</p>
<p>第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>(傍聴者)</p>	<p>(傍聴者)</p>
<p>第12条 委員長は、委員会に委員以外の組合員の傍聴者を出席させることができる。</p>	<p>第12条 委員長は、委員会に委員以外の組合員の傍聴者を出席させることができる。</p>

<p>2 委員長は、組合員等の個人情報等に該当すると認められる情報等について審議する場合及びその他公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、委員会を非公開とし、傍聴者がいる場合は、退席を命ずることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 13 条 委員会の庶務は、本組合の事務局が処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第 14 条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で審議し決定する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 21 年 7 月 17 日から規程で運用する。</p> <p>この規約は、平成 22 年 5 月 28 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 17 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 6 月 7 日から規程で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 8 月 23 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 26 年 2 月 21 日から規約で運用する。</p> <p>この規約の一部改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>2 委員長は、組合員等の個人情報等に該当すると認められる情報等について審議する場合及びその他公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、委員会を非公開とし、傍聴者がいる場合は、退席を命ずることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 13 条 委員会の庶務は、本組合の事務局が処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第 14 条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で審議し決定する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 21 年 7 月 17 日から規程で運用する。</p> <p>この規約は、平成 22 年 5 月 28 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 17 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 6 月 7 日から規程で運用する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 8 月 23 日から規約で運用する。</p> <p>この規約は、平成 26 年 2 月 21 日から規約で運用する。</p> <p>この規約の一部改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p> <p>この規約の一部改正は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。</p>
--	--

(別 表)

委 員 会 担 当 部 門

委 員 会 名	主 な 事 業 内 容
総 務 委 員 会 (8 名)	<ul style="list-style-type: none">○賦課金、過怠金の納付、購買品売却代金、利用等、手数料等の支払いを怠る等組合員としての義務を果たさない事案に関すること。○新規加入・脱退・除名・運営に関する事。○組合の信用失墜事案に関する事。○綱紀違反に関する事。○定款・規約・規程の改正制定に関する事。○組合の事業計画及び広報活動に関する事。○その他理事会から諮問を受けた事。
機 械 流 通 委 員 会 (8 名)	<ul style="list-style-type: none">○遊技機の流通に関する事。(違反事案含む)○中古機流通関係書類の発給、書式に関する事。○遊技機の流通過程における不正防止及びセキュリティ保持に関する事。○遊技機の不正についての情報の収集及び開示に関する事。○廃棄台の適正処理及び遊技機のリサイクル推進に関する事。○実技講習会に関する事。○その他理事会から諮問を受けた事。
社 会 貢 献 委 員 会 (8 名)	<ul style="list-style-type: none">○社会貢献活動に関する事。○環境問題に関する事。○その他理事会から諮問を受けた事。
選 举 員 管 理 委 員 会 <u>(8~12 名)</u>	<ul style="list-style-type: none">○役員選挙に関する事。○選挙人名簿の管理、選挙の公示、候補者の受付、投票及び開票等の選挙に関する事務を総括して行うこと。